

# よりそい安心事業 ～ここでともに～



ご本人の望む暮らしを実現するために、今治市社会福祉協議会と契約をすることで、ご本人の意思や状況を継続的に把握しながら、日ごろの不安な部分のサポートや見守り、認知症などで将来ご自身で判断ができなくなった時、亡くなった後のことについて思いに寄りそう事業です。

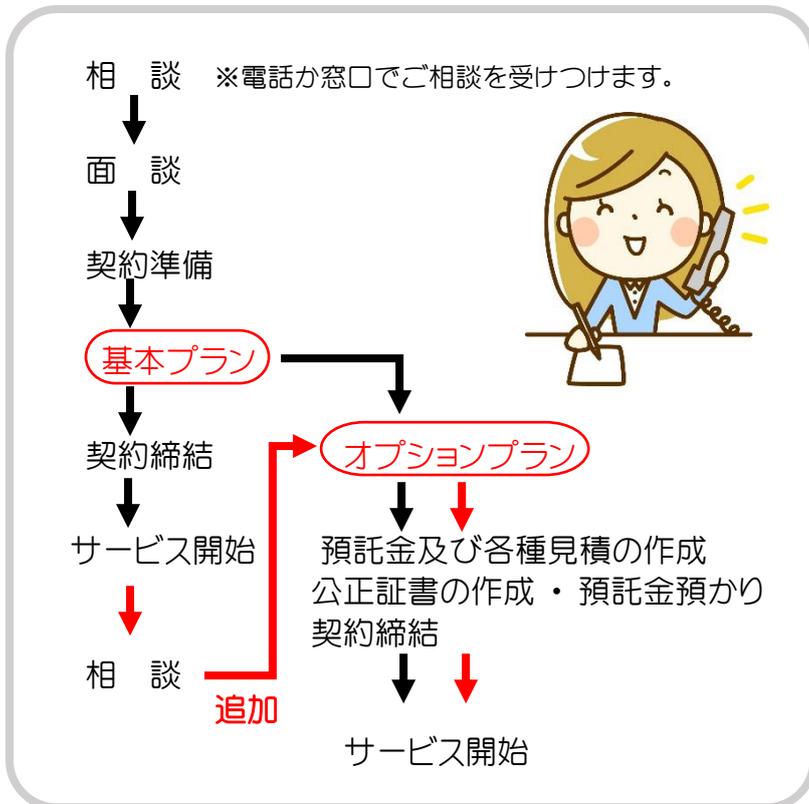
## <利用できる方>

- 今治市にお住まいの方(住民票が今治市にある方)
- 単身世帯などで支援者がいない方
- ご契約内容を十分理解し、利用を希望される方
- 市外にお住まいのご家族(※本人の同意必要)
- 障がいのある子を抱えるひとり親世帯の方

## <事業内容>

よりそい安心事業のご利用にあたっては、「見守りサポート」と「安心サポート」が基本のサービスとなります。また、ご希望に応じて「生涯よりそい充実サポート」のオプションプランのご利用も可能です。

## <ご利用までの流れ>



契約後は、見守りサポートを実施します。身体機能や判断能力の低下など、ご本人の状況や希望に合わせて、生涯よりそい充実サポートを追加することができます。

※相談から契約締結までに数か月程度かかる場合もあります。

事業に賛同してくれる  
皆さまからのご寄付を  
お待ちしております。  
あなたのご寄付が  
この活動を支えます。



## <預託金とは>

契約後に判断能力が不十分になった時に備えて、オプションプランの申込を行う場合は、入院費用やお亡くなりになった後に発生する費用の支払いのため、契約前にご希望の業者より各種の見積もりを取り、必要な額を算出して、今治市社会福祉協議会に預け入れていただくお金を預託金と言います。

よりそい安心事業(基本サービス)		利用料
<b>見守りサポート</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な自宅訪問または電話連絡による状況確認 (原則、月1回程度)</li> <li>エンディングノートの作成サポート</li> </ul>		契約時事務手数料 10,000円 基本利用料 2,000円/月
<b>安心サポート</b>  <p>◆<b>ご自身で判断できる時、または少し不安な状態</b>◆</p> <p>例えば…急に入院になったらどうしよう            入退院時の説明に立ち会って欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設入所や入院時の説明の立ち合いや契約時の同席</li> <li>○急な入院時、自宅からの必要物品のお届け</li> <li>○指定連絡先への連絡</li> <li>○光熱水費などの休止連絡</li> </ul>		※基本サービスの利用は2回(4時間)までは基本利用料に含まれます。3回目のご利用から1時間につき1,000円頂きます。 ※実費は別途頂きます。

❀生涯よりそい充実サポート❀

オプションプラン	利用料	預託金
◆ <b>ご自身で判断できにくい状態</b> ◆ 例えば…自分のことがわからなくなったらどうしよう 残された障がいのある子が心配。どうしよう <ul style="list-style-type: none"> <li>○預託金での入院・入所費用の支払い</li> <li>○主治医への情報提供</li> <li>○日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行</li> <li>○必要な福祉サービス等のご提案</li> </ul>	1時間 <b>1,000円</b>  ※実費は別途頂きます。	入院費用などの支払い  入院費用 10万円×3カ月分 30万円～
◆ <b>お亡くなりになった時</b> ◆ 例えば…死んだあとはどうしよう <ul style="list-style-type: none"> <li>○死後事務委任契約公正証書の内容に基づいてのお手伝い</li> <li>・葬儀や埋葬の執り行い(葬祭費用は含まれません)</li> <li>・死後の入院費・施設料の支払いや事務手続き</li> <li>・家財処分(賃貸の場合)</li> <li>・葬儀費用や埋葬費用の支払いなど</li> </ul>	死後事務手数料として公正証書に基づいた金額  事務処理 20,000円 火葬費 20,000円 葬儀費 30,000円 埋葬費 30,000円 家財処分 30,000円	死後事務委任契約公正証書に基づいた支払い  直送(火葬)費用(22万円～)+賃貸物件の家財処分代などの死後事務実費費用

<死後事務委任とは>

「私にもしものことがあった時には、あなたに死後の事務手続きをお願いしますよ」と頼んで契約しておくことを死後事務委任といいます。自分の死後、契約通りに実行してくれる信頼できる相手に依頼することが重要です。



<死後事務委任契約公正証書とは>

オプションプランを契約する前に、葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約公正証書を作成して頂きます。お亡くなりになった後は、あらかじめ取り決めた内容に基づいてお手伝いをします。



社会福祉法人 **今治市社会福祉協議会**

☎ **0898-22-6621**

〒794-0043

今治市南宝来町1丁目9-8